

障害理解の促進及び障害者差別解消法の施行等に関する啓発

【これまでの障害保健福祉推進室による主なもの】

(平成 26 年度～)

事業名等	概要	実績・予定
障害者週間(12/3～12/9)の街頭啓発キャンペーン	主要バスターミナル周辺及び主要地下鉄構内で、周知チラシを挟んだポケットティッシュの配布等 【京都市・(福)京都市社会福祉協議会・(公社)京都市身体障害者団体連合会】	<PR内容, 配付部数> ②⑥ 車椅子への配慮(駐輪等) 6,000 ②⑦ 障害者差別解消法の施行 6,000
ほほえみ広場(10月)	障害理解の促進と社会参加の推進を目的に、障害のある人もない人も共に交流する催し 梅小路公園内で、ステージ企画, レクリエーション, ほっとはあと製品(授産製品)の販売, 飲食模擬店などを実施 【京都市・ほほえみ広場実行委員会】	<参加者数> ②⑥ 約7,800名 ②⑦ 約7,600名 ※ ②⑦は、障害者差別解消法に関する啓発クイズを出題
心の輪を広げる障害者理解促進事業	体験作文(小学生以上)と障害者週間のポスター(小中学生)の募集・表彰 京都市長表彰の実施し, その優秀作品を内閣府に推薦, 障害者週間にゼスト御池で展示 【京都市・内閣府】	<応募状況> ②⑥ 「心の輪を広げる体験作文」121編(小学生部門0, 中学生部門120, 高校生・一般部門1) 「障害者週間のポスター」6点(小学生部門2, 中学生部門4) ②⑦ 「心の輪を広げる体験作文」172編(小学生部門0, 中学生部門169, 高校生・一般部門3) 「障害者週間のポスター」8点(小学生部門5, 中学生部門3)
障害者雇用支援月間(9月)の企業啓発(京都障害者ワークフェア等)	企業, 府市民の障害者雇用への理解促進を図るため, 障害者雇用優良事業所等の表彰等を行う京都障害者ワークフェアの実施やポスターの作成・掲示等 【京都市, 京都労働局・ハローワーク, 京都府, (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部, 京都府高齢・障害者雇用支援協会】	<ワークフェア参加者数, 表彰者数> ②⑥ 約150名(表彰: 優良事業所5, 優良団体2, 優良勤労者10, 永年勤続障害者5) ②⑦ 約280名(表彰: 優良事業所6, 優良団体1, 優良施設5, 優良勤労者11, 永年勤続障害者6)
ほほえみ活動交流支援事業	障害や障害のある人の理解促進を図る啓発事業を学校等と協働で実施する障害者団体に対し, 開催経費の助成等 【ほほえみ交流活動支援事業推進委員会】	<助成等の件数> ②⑥ 体験・交流学习 31件 出前講演 4件 ②⑦ 体験・交流学习 44件 出前講演 10件(11月末現在の申込み件数)
企業向け人権啓発講座	企業内における人権尊重の風土づくりや活動に役立つよう, 企業の経営者層, 総務・人事責任者, 人権研修推進者等を対象として実施する講座	<障害をテーマとした講座の参加者数> ②⑥ 42名(1/22)「障害者差別解消法と府条例が求めること」 ②⑦ (1/29シンポジウムを開催予定)「障害者差別解消法の施行」 ※ ②⑦のシンポジウムのチラシは1万部配布
人権啓発サポート制度(講師派遣)	会社などの人権研修・啓発をサポートする制度 講師の派遣や紹介, ビデオ(DVD等)・パネルの貸出し等	<講師派遣(障害関係)時の参加者数等> ②⑥ 40名(2件) ②⑦ 97名(1件)(11月末現在) ※ いずれも差別解消法がテーマ
京都市政出前トークその他(講師派遣)	市の施策や事業等について, あらかじめ設定したテーマの中から, 市民に選んでいただき, 担当部署の職員が出向いて説明(市政出前トーク)	<講師派遣(障害関係)時の参加者数等> ②⑥ 50名(3件) ②⑦ 120名(4件)(11月末現在) ※ ②⑥は別テーマに差別解消法の内容も付加(大学, 福祉事業所) ②⑦は「出前トーク」によるほか, 「市身連地域指導者研修」, 「障害者虐待防止に係る市民研修会」, 「要約筆記者養成講座福祉施策講義」の場では差別解消法について主に説明
市民しんぶん	京都市の広報紙(全戸配布)	<障害関連記事> ②⑤ 「障害に関するマーク」(2月号) ②⑥ 「障害者週間のお知らせ(車いす利用者への配慮)」(12月号) ②⑦ 未定(2月号に差別解消法に関する記事を掲載したい)
パンフレットの作成・配布	障害者差別解消法の施行に関するパンフレットの作成・配布	②⑦ 年度内に作成・配布開始(約3万部)
その他(人にやさしいサービス宣言店拡大キャンペーン)	(日頃利用している「人にやさしい取組, サービスを行っているお店(物販店, 飲食店, 美容院等のサービス店等)」を募集。紹介者に抽選で景品をプレゼント)	②⑦ 10/17～1/6の期間に配布するチラシ・募集用紙(A4チラシ2,500, ポケットティッシュの挟み込み28,000)に, 障害者差別解消法が施行されることを付記

【今後の啓発】

これまでの啓発に加え, 福祉施設(障害者福祉施設等), 不特定多数の方が利用する商業施設(百貨店等)等に対して, 障害保健福祉推進室が直接, 又は所管課や業界団体を通じて, 法の趣旨の周知や障害理解の促進について働き掛けていく。